

## はじめに（改訂第6版）

### ■「千葉県パートナーシップマニュアル」作成の趣旨

近年の少子高齢化や個人志向の高まりなどによって、市民ニーズはますます多様化するとともに複雑で様々な地域課題が発生しています。県行政はそれらに的確に対応し、より豊かな千葉県を実現していくことが求められています。

そのためには、県行政が様々な主体と協力して社会サービスを提供していく「パートナーシップ型行政」へと転換していく必要がありますが、中でもNPOは新しい社会サービスの担い手として期待され、県内においても年々多彩なNPOの活動が展開されるようになってきています。

そこで、県では行政がNPOとのより良いパートナーシップを築いていくための統一したルールとして、平成16年2月に「千葉県パートナーシップマニュアル」を作成し、以降NPO活動を取り巻く社会環境などの変化に応じて改訂を行ってきました。

本書の作成以降、行政と市民活動団体との協働推進のための様々な事業が行われ、県職員においても市民活動団体に対する理解が深まりつつあり、県内で行政と市民活動団体をはじめとした地域の多様な主体との協働による取組は増えてきています。

しかし、業務に「協働」という手法を取り入れる際の考え方や進め方については、まだ理解が充分とはいえず、協働を難しいと感じて躊躇したり、協働の効果を十分に発揮できずにいる事例もあります。

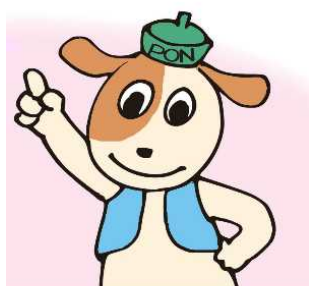
### ■マニュアルの活用に向けて

そこで、県職員の皆様にあっては、「行政単独での事業効果に限界を感じている」「市民ニーズに対応できる事業をやりたい」「協働を進めたいと思うが具体的な手順や注意点がわからない」など、今までのやり方を変えてみたいと考える上で、ぜひ本書を活用してもらいたいと思います。

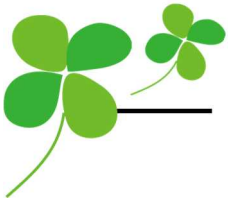
本書では、主に市民活動団体との協働のあり方を説明していますが、企業・大学・地縁団体なども、もちろん行政のパートナーとなれる主体に含まれます。これらの多様な主体を対象として、より効果的なサービスが提供できる相手を選択し、ともに課題解決や地域づくりに効果を発揮していくための手助けとなれば幸いです。

また、市町村の職員の皆様におかれましても、このマニュアルを参考とされ、市町村行政と市民活動団体との協働の推進にお役立ていただけたらと願っています。

平成31年3月



NPO案内犬PONちゃん



# — < 目 次 > —

## **マニュアルを読む前に（用語の定義）**

..... P.1

- 『協働』
- 『市民活動団体（NPO）』
- 『千葉県県民活動推進計画』

## **第1章 市民活動団体との協働の意義**

..... P.2

- 1 なぜ「協働」が必要なのか？ ..... P.2
- 2 協働にはどのような効果があるのか？ ..... P.3
- 3 協働を進めるときに気をつけることは？ ..... P.5
  - (1) 押さえておくべき協働のポイント！ ..... P.5
  - (2) 行政と市民活動団体の特性を知ろう ..... P.7
  - (3) 「協働」と「支援」「外部委託」の違いを理解しよう ..... P.8
- 4 県における協働推進体制 ..... P.10
  - (1) 協働推進のための組織 ..... P.10
  - (2) 情報提供・相談窓口 ..... P.11

## **第2章 協働事業の進め方**

..... P.12

- ▶ 進め方のフロー図 ..... P.12
- ▶ 押さえておくべき協働のポイント！ ..... P.13
- STEP1 課題解決に向けての事業の検討 ..... P.14
  - ★ 協働により効果が高まること期待できる事業 ..... P.15
- STEP2 適切な事業形態の選択 ..... P.16
  - 協働事業の形態一覧（各形態の内容とメリット ..... ） P.16
- STEP3 事業パートナーの選択 ..... P.19
  - (1) プロセスの事前告知 ..... P.19
  - (2) 応募資格とパートナーの選考基準の検討・決定 ..... P.19
  - (3) 募集要項の作成 ..... P.21
  - (4) 募集及び選考 ..... P.21
  - (5) 契約 ..... P.22
- STEP4 事業の実施～完了 ..... P.24



STEP5 事業の評価・見直し	P. 25
■事業評価のためのガイドライン	P. 26
■協働事業の評価プロセス	P. 27

## **第3章 事例紹介・Q&A・トラブルシューティング** . . . P. 28

1 事例紹介	P. 28
(1) 情報交換・意見交換（自主防犯ボランティア団体との協働事業）	P. 29
(2) 企画立案への参画（市民活動推進のための指針作成の取組）	P. 30
(3) 事業協力（「飼い主のいない猫」を地域で管理する取組）	P. 31
(4) 実行委員会（環境保全活動の推進に関する取組）	P. 32
(5) 補助（高齢者の生活支援の担い手を養成する取組）	P. 33
(6) 委託（H I Vに関する相談事業に関する取組	P. 34
(7) 公共施設等の提供（空施設を地域交流や子育て支援につなげる取組）	P. 35
2 Q & A	P. 36
3 困ったときの～トラブルシューティング～	P. 44

## **参考資料** . . . P. 50

●協働事業の形態別手続きに係る資料	P. 51
【事業協力】〇〇〇に関する協定書	P. 57
【実行委員会（規約例）】〇〇〇〇〇〇実行委員会規約	P. 58
【補助】〇〇〇事業補助金交付要綱	P. 60
【委託】「〇〇〇〇〇〇〇業務」企画提案選考委員会設置要綱	P. 71
業務委託契約書	P. 72
【後援（要領例）】NPO 活動の推進を目的とする行事等の後援に関する要領	P. 78
【共催・後援（規程例）】行事の共催及び後援に関する規程	P. 82
●事業評価に係る資料（協働事業自己評価チェックシート）	P. 84
●用語集	P. 86
●パートナーシップマニュアル作成に係る資料（改訂履歴）	P. 96

## マニュアルを読む前に

本書で使用している言葉の定義等について説明します。

### 協働

「協働」という言葉は、広い概念で使われていることもありますが、本書では、『対等な二者以上の主体が共通の目的を持ち（それぞれの目的を共有）、お互いの特性を活かしながら協力すること』と定義しています。

#### ● 「協働」と「パートナーシップ」について

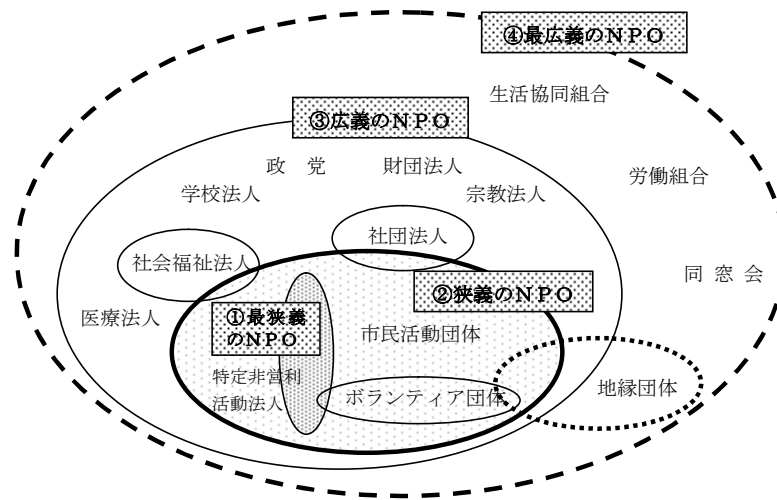
「パートナーシップ」とは、異なる立場の主体同士が継続した協力や連携などの関係を持つことです。本書では、主に対等な二者以上の主体の間での「協力的な関係」を表すときに使っていますが、基本的に「協働」と同じ意味で使っています。

#### ● 「パートナーシップ型行政」

市民活動団体や企業などの組織と継続的に連携・協力しながら、社会的課題の解決に取り組む行政の手法です。本書では、県行政が主に市民活動団体とパートナーシップを組むことを指しています。

### 市民活動団体(NPO)

福祉、まちづくり、環境など様々な分野で市民活動を行う団体（法人格の有無は問わない。）であり、「Non-Profit Organization：非営利団体」の略語である「NPO」という名称で広く知られています。



本書では、主に左図の「②狭義のNPO」にあたる

- ・特定非営利活動法人（通称NPO法人）
- ・ボランティア団体など法人格を持たずに社会貢献を行う任意団体を対象としており、「市民活動団体」または「団体」と表記します。

出典：「市民活動団体（NPO）と行政のパートナーシップの在り方に関する研究報告」（市民活動団体（NPO）と行政のパートナーシップの在り方に関する研究会（事務局・自治省）、平成12年7月）を一部修正

### 千葉県県民活動推進計画

本書では「推進計画」と表記しています。

県民自らが自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動、すなわち「県民活動※」の推進を図るために策定しており、定期的に見直しを行っています。

「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんなで作る支え合いと活力のある千葉県」を目指し、地域社会のあり方や県行政として取り組むべき方向性等を定めています。

※「県民活動」は都道府県域を意識した用語であるのに対し、「市民活動」はより一般的な用語です。